

第三者技術者

DB等でのコンサル活用

運用ガイドライン案作成

国交省懇談会

契約図書まとめ試行工事

国土交通省は、「第三者技術者の活用に関する運用ガイドライン(案)」と「設計・施工一括発注方式等における建設コンサルタンツ活用に関する運用ガイドライン(案)」をまとめた。5日の「国際的な発注・契約方式の活用に関する懇談会」(座長・小澤一雅東大大学院教授)に提示した。前者はFIDIC(国際コンサルティンク・エンジニア連盟)土木工事標準約款における第三者技術者(エンジニア)を直轄工事で活用するための指針で、後者は直轄工事での設計・施工一括発注方式に施工者と建設コンサルタンツが共同で参加するための指針となる。今後、契約図書(案)などをまとめた上で、試行工事を実施する予定だ。

第三者技術者活用

第三者技術者の活用は、FIDICの土木工事標準約款に準拠した契約を直轄工事で採用することで、国内企業が海外工事に参加しやすくなるために検討を始めた。発注者と受注者の間に、第三者の技術者が工事に参加することで、技術的な設計変更などの手続きが明確になり、片務的ではない工事の実施ができる。と期待されている。

ガイドライン案によると

これまで発注者の主任監督職員と検査職員が実施していた「監督業務」と「検査業務」を発注者からの業務委託を受けて第三者技術者が実施する。工事の引き渡し・支払い

は、第三者技術者が検査結果を施工者に通知後、引き渡しを請負代金額や工期の変更に関する契約変更を伴う設計変更は、設計変更する事柄の発生後28日以内に施工者が第三者技術者に請求し、第三者技術者が発注者の事前承認を受けた上で承認・不承認を通知後、事柄の発生から42日以内に契約変更請求を通知する。それ以外の設計変更は第三者技術者が実施の可否を判断する。

第三者技術者は、プロポーザル方式で選定する。選定時には管理技術者と企業の経験で評価し、特定段階では監督・検査・約款の理解度を含めた特定テーマの内容で判断する。

業務は、管理技術者と監督業務担当技術者、検査担当技術者、施工プロセス検査担当技術者、特殊な技術的判断・工種・工法に対応する技術者が計4、5人で担当する。報酬額は、過去のCM(コンストラクション・マネジメント)方式における技術者単価を参考に見積もり徴集して決める。契約では、損害賠償請求の限度額を規定しない。施工者と発注者は、総価契約単価合意方式で契約する。第三者技術者と受注者が内容を確認した工程表は、工期変更を請求する場合の根拠資料の一部として採用する。FIDIC約款に位置付けられている「紛争委員会」については、今後の検討課題にとどめた。

建設コンサル活用

建設コンサルタンツの活用指針案は、設計・施工一括発注方式と詳細設計付工事発注方式を適用する土木関係工事で採用する。工事の入札前に、施工を担当する建設会社が建設コンサルタンツに設計を委託し、両者がコンソーシアムを組んで入札に参加する。コンソーシアムを組んだ入札参加者には、建設会社の競争参加資格要件に加え、建設コンサルタンツの参加資格要件も求める。建設コンサルタンツが作成する設計の技術提案と施工者が作成する技術提案を合わせて提出する。設計の技術者として、管理技術、設計主任技術者、照査技術者の配置を求める。

コンソーシアムに参加した建設コンサルタンツに対しては、工事成績と別に、設計部分の業務成績評価を実施することで、建設コンサルタンツが参加するインセンティブ(動機付け)としたい考えだ。コンソーシアムに参加して実施する設計業務も、建設コンサルタンツの手持ち業務量の一つとして扱い、設計承諾が終了すれば手持ち業務量から外す。業務代金が、建設コンサルタンツに施工者からの確に支払われるよう、建設コンサルタンツによる見積書の写しの提出を求め、適正な理由なく履行されない場合は施工者の工事成績を減点する。

〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目五番十七号  
三洋ビル三階三〇号  
建設コンサルタンツ協同組合